

阪神間デジタルサイネージ広告掲載仕様書

1 業務名称

阪神間デジタルサイネージ広告掲載業務委託

2 委託業務内容

本業務は、丹波地域の食の魅力のアピールし、需要の拡大を進めるとともに、丹波ファンの獲得を図ることを目的に、丹波県民局、丹波篠山市、丹波市等から提供された丹波の味覚を広報する広告動画をデジタルサイネージ用の動画に編集し、阪神地域のデジタルサイネージで掲示する。

3 委託内容詳細

(1) 制作物

丹波県民局、丹波篠山市、丹波市等から提供された丹波地域の食の魅力をPRする広報動画を阪神間のデジタルサイネージに掲示できるよう画面サイズや再生時間等を編集すること。

15秒または30秒程度（横型またはデジタルサイネージ用縦型）

提供動画

- ・丹波篠山黒豆賛歌（130秒、横型）
- ・丹の里特産物動画（15秒、30秒、60秒、横型）
- ・hyogo sake 85の動画（60秒、180秒～240秒、横型） 等

(2) 掲出場所

阪神間（大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）で多くの若者の目に入る場所。

兵庫県と大阪府の両方のエリアでそれぞれ1カ所以上に3種類以上の広告動画を掲出すること。

(3) 数量

掲載動画：3種類以上の動画

1種類につき1ロール（6分以下）あたり1回（15秒または30秒）以上

(4) 期間

令和4年12月上旬～令和5年2月下旬

4 日程

契約決定後

令和4年12月上旬～令和5年2月下旬

随時（開始時、差替え時）

動画データ編集、入稿

動画広告掲出

動画掲出の写真報告書の提出

5 その他

(1) 上記の掲出期間に掲示することができない場合には、すみやかに味覚フェア実行委員会事務局に報告・協議すること。

(2) 掲出時に写真を撮影すること。掲出後、14日以内に掲出写真を掲載した報

告書を提出すること。なお、掲出内容差替え時には、随時差替え後の動画広告を撮影し、当該動画広告開始後 14 日以内に写真を撮影したものを報告書として提出すること。

- (3) 仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、必ず味覚フェア実行委員会事務局に連絡すること。